



※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください。

なりすまし詐欺が急増中です！！

なりすまし詐欺とは・・・

息子や孫を装い、「会社の金を使い込んだ」「バッグを落とした」「女性を妊娠させてしまった」などと話してお金をだまし取るオレオレ詐欺

金融商品購入や老人ホーム等の入居に関して、「名義を貸して」と持ちかけ、のちに「名義貸しは違反だ」と脅して違約金等の名目でお金をだまし取る詐欺

自治体職員を装い、税金や医療費の還付金があると話し、ATMコーナーに誘導してお金をだまし取る還付金等詐欺

こんな電話がきたらご注意を！

「携帯電話の番号が変わったんだよ」

「携帯電話が変わったから新しい番号になったんだよ」「カゼで声が変わった」というのはだましの準備です。

「急いでお金が必要なんだよ」

「会社のお金が入ったカバンをなくした」「事故を起こした」などと言って急がせます。

「お金を返すからATMに行ってください」



役所や税務署職員等を装って、医療費や税金の「還付金があります。ATMに行ってください」と言います。

「名義を貸して」

老人ホーム入居の権利や株や証券などの金融商品売買に関して、「名義を貸して」などと話し、後日、「名義貸しは違反だ」と脅し、違約金等の名目でお金をだまし取ろうとします。

※番号が変わったと言われたら、前の携帯電話番号にかけて確かめましょう！

※公的機関がATMを操作させることは絶対にありません。

※見知らぬ相手から「名義を貸して」の電話は詐欺です。

※「私は大丈夫」という油断が危険です！！



平成26年度 福島県消費生活センター相談状況について

「インターネット関連のトラブル」が最多！

平成26年度の消費生活相談件数は、5,877件で、前年度に比べ減少しました。

商品別で見ると、「インターネット関連のトラブル」に関する相談は増加となり、昨年度に引き続き、相談の多数を占めました。

【参考】

平成25年度相談件数：6,389件
(うちインターネット関連のトラブル1,046件)

平成26年度商品別相談件数

相談件数：5,877件

1	インターネット関連のトラブル	1,180件
2	フリーローン・サラ金	312件
3	消費生活以外の相談	279件
4	インターネット接続回線	256件
5	商品一般	215件
6	不動産貸借	188件

「インターネット関連のトラブル」相談事例

ネットショッピング相談事例

ネットショッピングでワンピースを購入したがイメージと違っていたため、「返品したい」と電話をした。

ところが、「お客様の都合による返品は受け付けできません」と断られた。

対処法とアドバイス

ネットやテレビ・雑誌などを見て、自分からネットや電話などで申し込む通信販売には、クーリング・オフ制度がありません。

返品できるかどうかはそれぞれの契約で規定されます。

注文する前に返品の可否や条件をよく確認してください。

ワンクリック請求の二次被害相談事例

携帯電話で無料動画検索中にアダルトサイトに登録となり料金50,000円を請求された。驚いてネットで相談センターを検索し、1番上に出ていたところに電話すると、「あなたの個人情報と漏れると大変なので手続きしてあげる」と言われ、費用として30,000円を請求された。この相談センターは信用できるのか。

対処法とアドバイス

一方的に会員登録となった場合、当事者間の合意がないので、契約が成立したとはいえず、料金を支払う義務はありません。

そのため、高額な費用をかけて被害解決を依頼する必要もありません。

ワンクリック請求の被害にあった場合は、無視をすることが一番です。請求先に連絡をとってしまうと、あなたの個人情報がより詳しく知られてしまうことになるため、自分からは絶対に連絡しないでください。



ひとりで悩まず相談して下さい。

【電話相談受付時間】 平日 午前9時～午後6時30分

福島県消費生活センター（消費生活課）

024-521-0999

福島県消費者教育推進計画について

平成24年12月に施行された、消費者教育の総合的・一体的な推進及び国民の消費生活の安定・向上に寄与することを目的とした「消費者教育の推進に関する法律」に基づき、国の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえて、様々な主体との連携・協働により、消費者教育を体系的・効果的に推進し、自立した消費者を育成するため、**平成26年12月に「福島県消費者教育推進計画」を策定**しました。

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

様々な主体との連携・協働により、消費者教育を体系的・効果的に推進し、自立した消費者を育成

2 計画の位置付け

消費者教育推進法に基づき、国の基本方針を踏まえて策定

3 計画の期間

平成27年度～平成32年度

消費者教育推進の基本的な方向

1 体系的な消費者教育の推進

・幼児期から高齢期までの各段階の特性に配慮して、消費生活のあらゆる領域について体系的に実施

2 効果的な消費者教育の推進

・消費者の特性に配慮して実施
・場の特性に応じて実施
・各主体の役割と連携・協働
・関連教育との連携推進

消費者教育推進の意義

1 消費者を取り巻く現状と課題

・社会経済情勢等の変化—環境問題、高齢化、情報通信機器の発達
・東日本大震災の影響—買いだめによる品不足、風評
・消費者行動・意識の変化—他者への配慮、持続可能な消費の実践

2 消費生活相談の状況（平成25年度）

・高齢者の相談件数の増加
・パソコンや携帯電話を通じた情報利用に関する相談が多い

3 消費者教育の推進の必要性

(1)自ら考え自ら行動する自立した消費者の育成
生活に支援が必要な方を見守る立場の人の育成
(2)消費者市民社会の形成に寄与できる消費者の育成



5月は消費者月間～平成27年度消費者月間統一テーマ～ 「みんなでつくろう！消費者が主役の社会！！」

消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行、高度情報通信社会の進展、消費生活におけるグローバル化の進展など、大きく変化しており、それに伴って消費者トラブルや消費者被害の内容等が変化してきています。

今後の消費者政策の推進には、これまでの枠組みを超えた取組が必要であり、消費者庁、消費者行政担当部局、消費者団体だけでなく、事業者団体、公益に資する活動を行う団体、ボランティアなども含め社会経済の全ての主体が消費者の利益の擁護・増進を意識して活動することが重要です。

そのため、消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成に向けた取組の促進を図っていくためこの消費者月間テーマが掲げられました。

平成27年度
消費者支援功労者表彰

消費者利益の擁護・増進を図るため、消費者支援活動に顕著な功績のあった個人又は団体等が表彰されるものです。

ベスト消費者サポーター賞：田崎由子氏

金融広報アドバイザーとして、年齢層に応じたお金や生活の知恵をわかりやすく提供したり、小学生向け教材作りに中核の一人として取り組むなど、金融知識の普及・向上、消費者市民の育成に貢献されました。

また、福島県消費者団体連絡協議会の事務局長として、県内消費者団体との連携に尽力されています。

自家消費野菜等の放射能検査について

県消費生活センターや各市町村では、自家消費野菜等の放射能検査を実施しています。詳しくは、各市町村役場 担当課へお問い合わせください。
県消費生活センターにおける問い合わせ窓口は下記のとおりです。

【申込み・問い合わせ先】電話予約制

県消費生活センター 受付専用電話 024-521-8397
〒960-8043 福島市中町8-2（自治会館1階） ※受付時間 平日 午前9時～午後5時

- ・検査対象品目は、「自家消費野菜」「山菜・キノコ」「飲用井戸水等」「自家消費野菜の栽培土壌」です。平成27年2月19日から、細かく切り刻む必要がない検査も実施しております。
 - ・販売を目的とする食品、流通している食品は対象外です。
 - ・検査は1回につき2食品までです。また、検査は無料です。
- ※詳しくは、上記の受付専用電話にお問い合わせください。

出前講座のご案内

出前講座を随時実施しています。
無料で講師を派遣しますので、希望するテーマに応じて是非ご利用ください。

〈福島県消費生活センター〉

テーマ 悪質商法、なりすまし詐欺、インターネット・トラブル など
派遣先 公民館、老人会、民生児童委員協議会、中学・高校・大学など
講師 県消費生活センター職員
申込先 県消費生活センター（消費生活課）
電話 024-521-7736
(最寄り駅までの送迎等をお願いする場合あり。)

〈福島県金融広報委員会〉

テーマ 金融、生活設計、金銭教育、消費者問題 など
派遣先 各種学習会、大学等
講師 金融広報アドバイザー（ファイナンシャルプランナー、司法書士など）
申込先 福島県金融広報委員会
(事務局：日本銀行福島支店総務課)
電話 024-521-6355

消費生活無料相談・生活再建等相談

県では、借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、

【弁護士・司法書士による法律相談】

【ファイナンシャルプランナー（FP）による生活再建等相談】を定期的実施しています。相談の日時や方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

【相談場所】

県消費生活センター 福島市中町8番2号
(自治会館1階)
県中地方振興局 郡山市虎丸町7番7号
(郡山市労働福祉会館)
県南地方振興局 白河市昭和町269番地
(県白河合同庁舎)
会津地方振興局 会津若松市追手町7番5号
(県会津若松合同庁舎)

【問い合わせ】 県消費生活センター

相談専用電話 024-521-0999